

尼崎市 こども・若者総合計画



こども・若者の
笑顔が
輝くまち
あまがさき



令和7(2025)年3月
尼崎市

尼崎市子ども・若者総合計画とは？

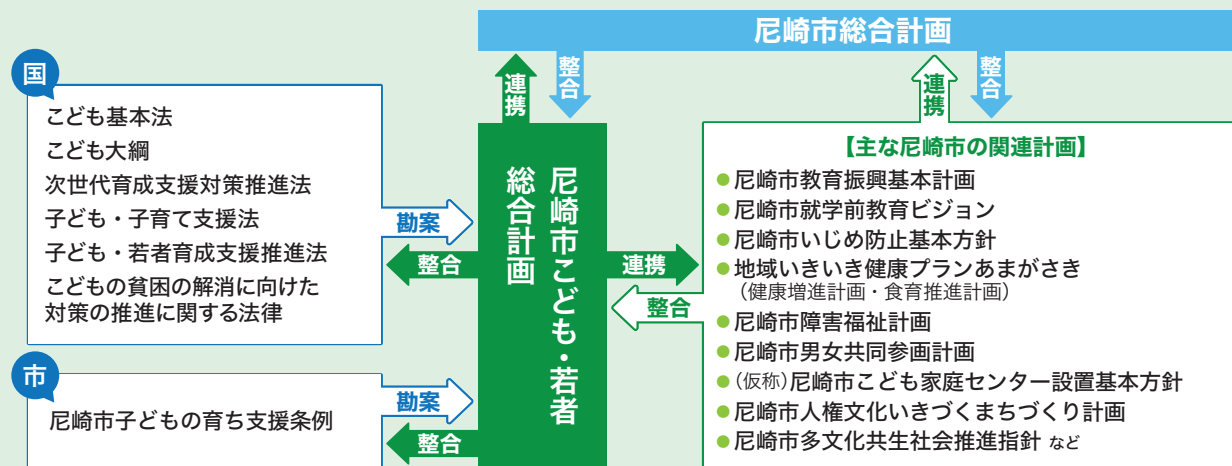


本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とし、これまでの取組を引き継ぎつつ、「こども基本法」、「こども大綱」の内容や社会情勢、各種調査結果を踏まえ、**尼崎市のすべてのこどもや若者が健やかに育ち、笑顔が輝くまちとなるよう、尼崎市が考えていること、取り組んでいくことをまとめたものです。**



計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画であり、国のこども大綱を勘案し策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、一体的に策定します。また、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画であり、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画と位置づけます。



（こども大綱は、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を束ね、一元化。）

尼崎市がめざす姿

こども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき

「尼崎市子どもの育ち支援条例」（平成21年（2009年）12月制定）は、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現に向けて、こどもの人権を尊重することを基本に、こどもの育ちを地域社会全体で支える仕組みを定めたものです。本計画では、条例の前文にある「こども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき」の実現をめざす姿とします。



計画の推進

5つの柱を設け、それぞれの方向性に沿って、取組を進めていきます。

こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の啓発に取り組む

取組の方向性

- ① こども・若者が権利の主体であることの理解の促進・啓発
- ② こども・若者の権利に関する理解の促進・啓発
- ③ こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び政策への反映



具体的な主な取り組み

- 「コドモワカモノボイスアクション」の開設・運用（オンラインによるこども・若者の意見交換プラットフォーム）
- ユースカウンスル事業 など

安全に安心して産み育てることができる環境づくり

取組の方向性

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ② 地域の支援団体や学校などと連携した支援
- ③ 子育てしやすい魅力あるまちづくりに向けた取組



具体的な主な取り組み

- 生後2か月頃の全戸訪問、妊産婦健診、産前産後ヘルパー派遣事業・産後ケア事業
- 地域の子ども・若者の居場所づくりの推進
- コミュニティ・スクールの効果的な運営
- 安心・快適に日常生活を送ることができる公共空間の再整備等によるまちの魅力向上 など

子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

取組の方向性

- ① 保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上
- ② 保育士等の確保・定着化の取組
- ③ 障害児、医療的ケア児への支援及び要支援家庭のこどもへの対応
- ④ 子育て家庭の負担軽減



具体的な主な取り組み

- 保育施設や児童ホームにおける待機児童の解消
- 保育士の仕事の魅力発信や離職防止対策による保育士の確保・定着
- インクルーシブ保育の充実 など



すべてのこども・若者が健やかに育つ環境づくり

取組の
方向性

- 1 保健・福祉・医療・教育などによるこども・若者や家庭への総合的な支援
- 2 いくしあと一体的な児童相談所の設置・運営
- 3 こども・若者の貧困解消に向けた取組
- 4 障害を抱えるこども・家庭への支援
- 5 こどもの人権擁護とさまざまな困難を抱えるこどもの理解と支援



具体的な主な取り組み

- プッシュ型支援(見守り支援の強化等)を含む予防的アプローチによる継続的支援の充実
- 児童相談所の設置(令和8年度(2024年度))による緊急的・専門的支援の実施
- 地域におけるこどもの居場所の確保
- 支援が必要なこどもが切れ目なく一貫した支援が受けられるための、教育・保育・医療・福祉等の関係機関のネットワーク形成
- こどもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」の開催継続
- 関係機関と協働したヤングケアラーへの適切な支援の実施 など



こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

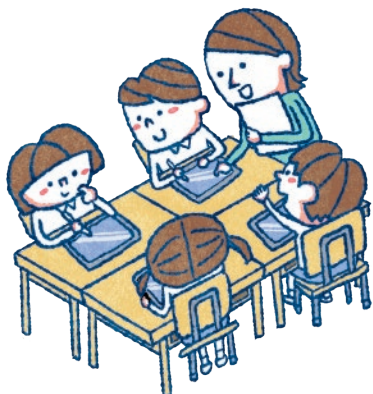
取組の
方向性

- 1 学ぶ力と健やかな体の育成
- 2 個の尊厳や人権が尊重され、ひとりひとりが自分らしく生きることができる教育の推進
- 3 こども・若者の活動を支援



具体的な主な取り組み

- ICTを活用した学習のデジタル化の積極的・効果的な促進
- 学びの多様化学校の令和8年(2024年)4月開校に向けた準備
- 外国にルーツをもつ幼児児童生徒の学校園生活への早期適応に向けた支援
- いじめの未然防止
- ユース交流センターにおける生涯学習プラザ等と連携したサテライト事業の実施
- こども・若者のまちづくりへの参画促進 など



この計画は、「子ども・子育て支援新制度」(平成27年度施行)の趣旨に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するための計画です。

教育・保育提供区域について

尼崎市は移動が非常にしやすい地形であるとともに、施設数も充実しています。また、今後の保育ニーズの頭打ちも見据え、教育・保育提供区域を「市全体」と設定し、既存施設に軸足を置いた待機児童対策を実施、特に保育士の確保・定着化策を重点的に取り組んでいきます。

※教育保育提供区域とは：認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等の教育・保育事業を提供する上で基礎となる区域のこと。



教育・保育の量の見込み及び確保方策について

教育ニーズ(1号認定)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	3,628人	3,362人	3,090人	2,780人	2,548人
確保方策 (幼稚園・認定こども園など)	7,521人	7,141人	6,686人	6,686人	6,686人

- 利用定員が教育ニーズを大きく上回っており、今後もニーズの減少が見込まれることから、新たな定員の確保は行わないものとします。
- 「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、市立幼稚園を6園にします。
- 私立幼稚園の認定こども園化については、施設からの相談対応など円滑な移行に向けて対応していきます。

保育ニーズ(2・3号認定)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	10,465人	10,621人	10,820人	10,969人	11,187人
3号認定(0～2歳)	4,864人	4,917人	5,036人	5,133人	5,243人
2号認定(3～5歳)	5,601人	5,704人	5,784人	5,836人	5,944人
確保方策 (認定こども園・保育所など)	10,465人	10,686人	10,888人	11,095人	11,335人

- 少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育ニーズの頭打ちも想定されることから、第3期子ども・子育て支援事業計画において新たな施設整備は行わないものとします。
- 既存の幼児教育・保育施設の活用には軸足を置いて、更なる保育士の確保・定着化策を講じることで、保育の必要性がある児童の受入れの増加につなげていきます。
- 教育ニーズの減少も鑑みて、幼稚園の預かり保育等による2号認定の保育ニーズへの対応を推進していきます。
- 既存施設における分園の設置や認定こども園化などについて、保育ニーズと供給量のバランスも勘案しながら応じていきます。



① 放課後児童健全育成事業

児童ホーム

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。公立児童ホームは待機児童数の推計（3か年平均）が20人以上となる地域に増設、民間児童ホームは待機児童が多い地域に増設（設置促進補助金を活用）します。

② 時間外保育事業

延長保育事業

保育認定を受けたこどもに対し、認定こども園や保育所等において通常の利用日や利用時間以外に保育を実施します。利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、引き続き取り組んでいきます。

③ 利用者支援事業

子育て家庭への相談支援

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

基本型	「こども何でも相談（尼崎市役所）」と「いくしあサロン」の2か所に対応していきます。
地域子育て相談機関	公立保育所（15か所）、「こども何でも相談（尼崎市役所）」、「いくしあサロン」の17か所に対応していきます。
特定型	尼崎市役所内（1か所）で対応していきます。
こども家庭センター型	いくしあと南部及び北部保健福祉センターの3か所に対応していきます。

④ 子育て短期支援事業

ショートステイ事業

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な養育等を行います。児童養護施設や乳児院など16施設に加え、里親の居宅でも受入れを行い、対応していきます。

⑤ 地域子育て支援拠点事業

つどいの広場・子育て支援ゾーンPAL

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助などを行います。現在11か所で事業を実施しています。

⑥-1 一時預かり事業

【幼稚園型】

幼稚園の預かり保育

幼稚園において、在籍する園児を通常の利用日や利用時間以外に預かり保育を行います。令和8年度（2026年度）より、市立幼稚園（6園）の一時預かりの実施時間を公立保育所の開所時間と合わせ拡充し、保護者の子育てニーズに対応していきます。

⑥-2 一時預かり事業

【幼稚園型を除く】

保育施設等の一時預かり事業

保護者が就労や病気等により一時的に保育ができない場合や、保護者の負担軽減やリフレッシュを図れるよう一時的な預かりを行います。市報・子育て情報誌及びHP等で情報発信を行い、利用者への周知を図ります。

⑦ 病児・病後児保育事業

病気やその回復途中に集団保育が困難となったこどもを一時的に医療機関に併設された保育室などで保育や看護を行います。新たに訪問型の病児保育の実施に向けて対応していくとともに、令和10年度（2028年度）までの医療機関併設型の新規開設（3か所）を目標とし、6か所の受入枠の確保をめざします。

⑧ 子育て援助活動支援事業

ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（協力会員）が、地域で子育ての支え合いが行われるようコーディネートを行います。HP等で情報発信を行うことにより、制度の周知と協力会員の確保を図ります。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

こんにちは赤ちゃん事業

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て相談を受けたり、子育てに役立つ情報提供をすることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを支援します。訪問実施率の向上に向けた取組を行っています。

⑩ 養育支援訪問事業

育児支援専門員の派遣

妊娠・出産・子育て期の家庭で、養育支援を必要とする妊婦及び養育者に対し専門員を一定期間継続的に派遣し、養育者の心身の負担の軽減や養育力の向上を図れるよう相談や指導、助言などの支援を行います。

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で助成します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な経費の一部を助成します。

新

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

ヤングケアラー等訪問支援

産前産後ヘルパー派遣

ヤングケアラー等訪問支援：ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対してホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、こども・若者及びその世帯の負担軽減を図ります。
産前産後ヘルパー派遣：育児への不安や負担が生じやすい妊娠中や産後1年未満の子育て家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、妊婦及び養育者の心身の負担軽減や養育環境の改善を図ります。

新

⑮ 児童育成支援拠点事業

居場所支援事業

家庭や学校に居場所がない主に学齢期以降のこどもに居場所を提供し、生活習慣や対人関係能力の形成、学習のサポート、食事の提供や家庭訪問による生活状況の把握を通じて、関係機関と連携しながらこどもとその家庭を支援します。

新

⑯ 親子関係形成支援事業

MYTREE ペアレンツプログラム

子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前のこどもの保護者を対象に、こどもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、こどもへの理解を深めることを支援します。

新

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

伴走型相談支援

出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施します。南北保健福祉センターの保健師等が、妊娠から子育て期にわたり妊産婦等の相談に応じ、必要な支援につなげていきます。

新

⑱ 乳児等通園支援事業

こども誰でも通園制度

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度です。令和8年度（2026年度）からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、制度開始後も本事業のニーズに対応していくことで、子育てに不安を抱える保護者やそのこどもの支援につなげていきます。

新

⑲ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。引き続き委託事業者を増やす取組を行っています。

こども・若者施策を推進するために必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映

こども・若者が気軽に意見表明できるオンラインプラットフォームをはじめ、対面でのワークショップやアンケートなど、テーマに応じた多様な手法を組み合わせ、こども・若者の意見を聴きながらこども・若者に関する施策に取り組みます。

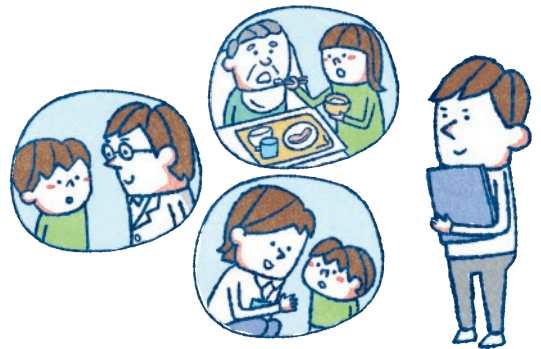


こども・若者施策におけるEBPMの取組

「学びと育ち研究所」を活用し、こども一人ひとりの状況に応じて、学力、豊かな人間性、生活習慣など、実社会を主体的に生きていくために必要な力を伸ばしていくことを目的に、多様な実践、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠(エビデンス)に基づく先進研究を行っています。今後もより効果的なこども・教育施策の実現に向けて、研究結果を活かしていきます。

こどもデータ連携実証事業の実施

令和4・5年度(2022・2023年度)に国のこどものデータ連携実証事業に参加し、個々のこどもや家庭の状況、利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データについて、分野を超えて連携させる取組を行い、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握することが可能となりました。今後も、虐待等や発達障害の早期発見・早期支援につなげていきます。



計画の推進にあたって

関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政など、それぞれが子育てやこども・若者の健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

また、計画の進捗状況について、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、専門的見地や市民目線での意見・提言を次年度以降の施策の推進に活用していきます。



尼崎市こども・若者総合計画〈概要版〉

尼崎市 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課
〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18-5 アマブラリ3階
TEL 06-6423-9996 FAX 06-6409-4355



詳細はこちらを
ご覧ください